

条例第 33 条第 3 項および第 4 項で追加明記された
支援協議会の事務

- 1 助言・あっせんの手続で取り扱った紛争などを通じて明らかになった課題についての調査研究（第 33 条第 3 項）

知事が助言・あっせんを実施する際、事案の解決に関して課題の存在が明らかになる場合がある。

この場合、知事は、明らかになった課題を三重県障がい者差別解消支援協議会に報告（第 20 条第 1 項）。

三重県障がい者差別解消支援協議会は、第 20 条第 1 項の規定により知事から報告を受けた課題について調査研究を行う（第 33 条第 3 項）。

例えば一例として、助言・あっせん手続で取り扱ったある事案において、事業者が合理的な配慮を行うにあたって、財政事情等により設備の改善を直ちに実現することが難しかった、といった場合に、他都道府県の同種の事例においては例えばどのような代替手段がとられているか、といったことなどが考えられる。

- 2 差別事案に関する相談並びに助言・あっせんの処理状況の定期的な検証、検証結果についての県民への周知（第 33 条第 4 項）

差別事案に関する相談並びに助言・あっせんがどのように処理されたかを、協議会として検証する。

別紙様式(処理経過の検証シート)により差別事案の処理経過を分析し、公表する。